

介護保険制度の一部が

見直されます



減額申請などは
お早めに!

問合せ 介護保険課 32-1175
E-mail kaigo@city.yatsushiro.lg.jp

◎今回の変更の理由とは:

介護サービスの利用者数のうち、ある月の利用分によると、施設に入所されている人は、全体の2割程度であるのに対し(図1)、保険給付額で比べると施設サービス費は在宅サービス費とほぼ同じ(図2)です。
つまり、利用者1人当たりには換算すると、施設でサービスを利用している人は、在宅でサービスを利用している人より、介護保険制度から3倍以上支払われていることから、施設と在宅の利用者負担の公平性を確保するために、今回の変更が行われることになりました。

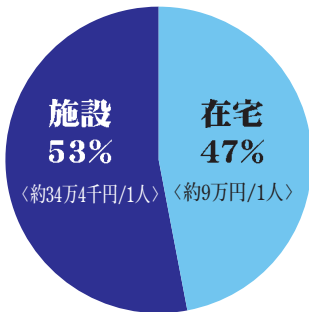


図2 介護サービス費割合と1人当たりの保険給付額

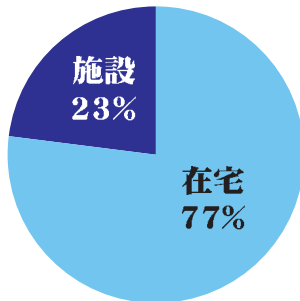
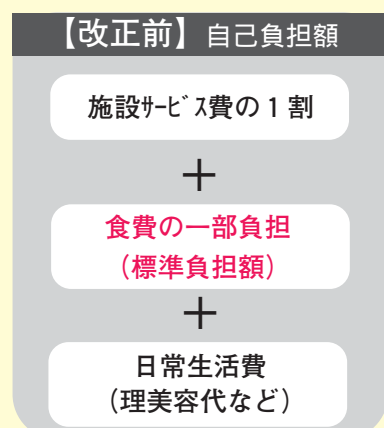


図1 介護サービス利用者割合

★在宅サービスの場合★
デイサービス、デイケア、ショートステイの食費(※2)と滞在費(※1、ショートステイのみ)が実費になります。



★施設サービスの場合★

※2 食費の基準費用額

1日あたり 1,380円
利用者負担
食材料費 + 調理費

※1 居住費(滞在費)の基準費用額

基準費用額(1日あたり)	
多床室(相部屋)	320円
従来型個室 特別養護老人ホーム(ショートステイ含む)	1,150円
従来型個室 介護老人保健施設・介護療養型医療施設(ショートステイ含む)	1,640円
ユニット型準個室	1,640円
ユニット型個室	1,970円



これらの料金は、施設によって異なります。

利用者負担を抑えるためには

所得の低い方のために負担額の減額制度があります！

今回の改正で所得の低い人は、負担額の減額申請を行うことで、これまでよりも負担額が低くなる場合があります。

しかし、申請をしないと負担額の減額が出来ませんので、該当する場合は、早めに手続きをしてください。

なお、入所(居)されている施設等で手続きを代行する場合があります。

※デイサービスやデイケアの申請は、不要です。

高額介護サービス費を利用しましょう！

高額介護サービスも申請が必要です。

また、今回の改正で10月利用分以降の申請を一度すれば、毎月の申請は不要(郵便局以外で、原則として本人名義の口座振込のみ)となります。



申請は、お早めに！

高額介護サービス費は、上限額が下がって毎月の申請も不要に！

「高額介護サービス費」とは、介護サービスを利用したときに支払う1割の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定されている上限額を超えた場合、超えた金額を払い戻す制度です。

10月利用分から、高額介護サービス費を見直し、次のように変更します。

これまでの市町村民税世帯非課税の段階区分(3)では、その対象者の中で所得格差があつたため、所得の低い人にとって利用者負担が重くなつていました。この所得格差を見直すことで、所得の低い人にとつても介護サービスが利用しやすくなります。

【改正前】	
対象者	自己負担の上限額
生活保護受給者の人、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税の人(3)	24,600円
市町村民税課税世帯の人	37,200円



【改正後】		
利用者負担	対象者	自己負担の上限額
第1段階	生活保護受給者の人、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	15,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が80万円以下の人	15,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない人	24,600円
第4段階	市町村民税課税世帯の人	37,200円

「利用負担減額の手続き」と「高額介護サービス」利用時の自己負担額は確認を！

<例> 特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入居している人の場合(要介護5)

